

## 過料決定

商号(名称) 株式会社過料対象  
住所 名古屋市甲区乙町1丁目1番地  
被審人 過料甲太郎

### 主 文

被審人を過料金 20,000 円に処する。  
本件手続費用は被審人の負担とする。

### 理 由

被審人は、上記法人の代表取締役等に在任中、令和2年9月30日から2週間以内にすべきであった取締役及び監査役の重任登記を令和3年10月31日まで怠った。

### 適 条

会社法976条, 非訟事件手続法120条, 122条

令和4年△月△日  
名古屋地方裁判所民事第○部

裁判官 司法乙次郎

これは謄本である。

同日同庁 裁判所書記官 名古屋丙三郎 印